

## 千葉市生活保護法第78条に規定する徴収金への加算措置取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、生活保護法第78条第1項又は第3項に規定する不正受給に係る徴収金(以下「78条徴収金」という。)への加算措置の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(決定方法)

第2条 加算措置の適用は、78条徴収金に係る費用徴収の決定を行う際のケース診断会議において決定するものとする。

(適用基準)

第3条 加算措置は、原則、次の各号の規定のうち2つ以上に該当し、警察へ不正受給の告訴、告発又は被害届の提出を検討するに至った案件について適用する。

(1) 提出書類に意図的に虚偽の記載をするなど極めて悪質な手段を講じた場合

(2) 費用徴収に応じようとしない場合

(3) 不正受給金額が多額(概ね100万円以上)である場合

(4) 過去に複数回(2回以上)の不正受給事案がある場合

(5) 不正受給期間が1年を超えている場合

(6) 不正受給により得た保護費の使途として、浪費、ギャンブル、借金の返済等、生活保護の趣旨に明らかに反すると認められる場合

2 前項の規定に該当する場合であっても、不正の事実発覚後、事実確認に協力的であることや、不正に受給した金銭の返還に積極的に応じる意向を示すなどの状況が認められる場合には、加算措置を適用しないことができるものとする。

3 第1項の規定は、告訴等を具体的に検討するに至らずとも加算措置を適用することによる効果が認められる場合における加算措置の適用を妨げるものではない。

(加算金の額)

第4条 加算金の額は、78条徴収金の徴収金の額に100分の40を乗じた金額とし、小数点以下は切り捨てとする。

(留意事項)

第5条 加算措置は、平成26年7月1日以後に支払われた保護費又は就労自立給付金についてのみ適用できることに留意する必要がある。

(決定の通知)

第6条 加算措置を適用するときは、78条徴収金の元金とは別に決定し、別に定める通知書「生活保護費の徴収金にかかる納入金額決定について」により被保護者に通知する。この場合において、同通知書には、加算措置を適用した理由、元金の金額及び加算金の金額の積算根拠を記載するものとする。

(委任)

第7条 この要領の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要領は平成29年1月1日から施行する。

附 則

この要領は令和2年9月10日から施行する。